

定 款

ライク株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ライク株式会社と称し、英文では、LIKE, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 労働者派遣事業
 - (2) 販売、事業所運営、営業活動及び採用活動に関する業務受託
 - (3) 通信機器の販売及びリース
 - (4) イベントの企画、構成及び実施
 - (5) 事務用品・事務用機器の販売及びリース
 - (6) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
 - (7) 有料職業紹介事業
 - (8) 就職相談及び就職支援活動
 - (9) 教育事業及び資格認定並びにこれらに関する教材販売
 - (10) 労務、経営コンサルタント業
 - (11) 有価証券の取得及び保有
 - (12) 出版事業
 - (13) スポーツ選手、文化人等のマネージメント及びエージェント業務
 - (14) 著作権・著作隣接権、商標権、意匠権、放映権並びに興行権等の取得、譲渡、使用許諾、その他管理業務
 - (15) 医療、看護、介護、保育に関する事業
 - (16) 農業に関する事業
 - (17) 不動産の管理、賃貸
 - (18) ホテル、飲食店及び各種店舗、スポーツ施設、ゴルフ場の運営、経営
 - (19) IT及びインターネットに関する事業
 - (20) 各号に付帯する一切の事業
2. 前項各号の事業及び前項各号に関連または付帯する一切の事業。
 3. 当社が株式を取得、保有する会社に対しての経営コンサルティング業、動産・不動産の賃貸及び管理業、金銭の貸付・債務の保証・支払代行業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 大阪市 に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第 12 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役

(員数)

第 16 条 当社に監査等委員である取締役以外の取締役 8 名以内、監査等委員である取締役 4 名以内を置く。

2. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(選任)

第 17 条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 18 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

第 5 章 取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第 19 条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3. 取締役会は、その決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第6章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第21条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第7章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第23条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

第8章 計算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当決定機関)

第25条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 26 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 5 月 3 1 日、中間配当は毎年 1 1 月 3 0 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対しこれを行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 27 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 2 3 期定時株主総会の終結前の行為に関し、当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。